

日向市災害対策貸付等利子補給補助金交付要綱をここに公表する。

令和5年1月19日

日向市長 十 屋 幸 平

日向市告示第13号

日向市災害対策貸付等利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、令和4年台風第14号により影響を受けた中小企業等の経営安定化を図るため、宮崎県中小企業融資制度の経営支援・災害対策貸付又はセーフティネット・危機関連貸付（以下「災害対策貸付等」という。）を利用した中小企業者、組合又は小規模企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定するものをいう。以下「中小企業者等」という。）に対し、予算の範囲内で利子補給補助（以下「利子補給」という。）を行うことについて、宮崎県中小企業融資制度要綱及び補助金等の交付に関する規則（昭和46年日向市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給の対象者)

第2条 利子補給の対象者は、災害対策貸付等を受けた中小企業者等のうち、個人にあつては市内に住所を有する者、法人にあつては市内に本社を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは利子補給の対象外とする。

- (1) 日向市税賦課徴収条例（昭和30年日向市条例第17号）に規定する市税（以下「市税」という。）又は個人にあつては日向市国民健康保険税条例（昭和33年日向市条例第15号）に規定する国民健康保険税を滞納しているもの
- (2) 日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団関係者に該当するもの（中小企業者等の構成員を含む。）

(利子補給対象利率等)

第3条 利子補給対象利率は、次に掲げる貸付の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 経営支援・災害対策貸付 1.5%以内
- (2) セーフティネット・危機関連貸付 1.3%以内

2 対象期間は3年以内とし、対象回数は約定利息の支払の初回から36回以内とする。ただし、貸付期間が3年未満の貸付については、融資実行時から最終償還日（据置期間を含む。）までを利子補給対象期間とする。

(利子補給補助率)

第4条 利子補給率は、10分の10とする。ただし、延滞利息等約定償還日を超えたこと等により支払うべきものは除く。

(利子補給の承認)

第5条 利子補給を受けようとするものは、災害対策貸付等利子補給承認申請書（様式第1号）に次

に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 災害対策貸付等の取扱金融機関が発行する返済予定表の写し等、償還計画が分かるもの
- (2) 宮崎県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証決定を証するものの写し
- (3) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する承認申請があったときは、申請内容を審査のうえ、利子補給の可否を決定し、利子補給承認（却下）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（利子補給の申請及び実績報告）

第6条 前条の規定により承認を受けたもの（以下「承認事業者」という。）は、毎年2月末日までに利子補給金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 災害対策貸付等の取扱金融機関が発行する支払証明等、前年中（1月から12月まで）に支払った災害対策貸付等の利子の金額を証するもの
- (2) 市税等納付状況確認同意書（様式第5号）
- (3) 振込口座が確認できる通帳等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、利子補給対象期間が満了したものは、期間満了後速やかに前項に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（利子補給金の額の決定及び確定）

第7条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、申請内容を審査のうえ、利子補給金の交付を決定し、及び利子補給すべき金額を確定し、利子補給金交付決定通知書兼確定通知書（様式第6号）により承認事業者へ通知するものとする。

（請求書の提出）

第8条 前条に規定する通知を受けた承認事業者は、速やかに利子補給請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（利子補給金の交付方法）

第9条 この利子補給は、精算払により交付する。

（利子補給の返還）

第10条 承認事業者は、繰上償還を行ったことで戻り利息が生じた場合、既に交付した利子補給の金額の一部を速やかに返還しなければならない。

（報告及び調査）

第11条 承認事業者は、第5条第1項の規定による承認を受けた内容に変更が生じた場合、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 市長は、承認事業者に対し、必要に応じ、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は実地調査を

行うことができる。

(承認の取消し)

第12条 市長は、承認事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の規定による承認並びに第7条に規定する交付の決定及び確定を取り消すことができる。

- (1) 保証協会の代位弁済となったとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により利子補給を受けたとき。
- (3) 本市から住所移転又は本社移転をしたとき。
- (4) その他市長が利子補給の目的を達成することができないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したものに対して、既に交付した利子補給の金額の全部又は一部の返還その他必要な措置を命ずることができる。

(事業承継の特例)

第13条 承認事業者は、事業等の承継を行おうとするときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業承継届 (様式第8号)
- (2) 誓約書兼同意書 (様式第2号)
- (3) 市税等納付状況確認同意書 (様式第5号)

2 市長は、前項に規定する書類等の審査により、適切であると認めたときは、当該承継を受けたものは利子補給の対象者とみなす。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和4年11月2日付け保証協会受付分から適用する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。